

諮問番号：平成28年度諮問第16号

答申番号：平成28年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

原処分（児童手当・特例給付認定処分）により児童手当（以下「手当」という。）の支給開始年月が平成28年6月からとなったのは、同年4月に審査請求人がその配偶者らの転入届を提出した際、区役所の窓口の職員が手当の支給開始届を含む転入に係る手続きが全て完了したと誤認させるような案内をしたことや、同年5月に審査請求人の配偶者が区役所を訪れた際、区役所の窓口の職員が手当の支給開始は5月からであるという誤った案内をしたことが原因であり、手当の受給者である審査請求人が不利益を被るのは妥当ではなく、手当の支給開始年月を同年5月からとする裁決を求める。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 区役所の戸籍住民課では、市外転入者に対して、転入届を提出した時点で、手当等の手続きが全て完了したと案内することはなく、市外から引っ越してきたときの手続きを記載した書面を手渡し、担当部署で手続きをするよう説明している。
- (2) 児童手当法の規定によれば、手当は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から支給することになっており、その特例として、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとされているが、原処分に係る事案は、これらには当たらない。

また、区役所において支給開始が同年5月からであるという間違った案内があったという事実は確認できない。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 本件認定請求は、平成28年5月2日に行われており、手当の支給は、支給開始月の特例に該当しない限り、本件認定請求をした日の属する月の翌月である同年6月からとなる。
- 2 前記1の支給開始月の特例は、受給資格者が「住所を変更した場合又は災害

その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合」で、住所の変更等の後「15日以内にその請求をしたとき」は、手当の支給は、住所の変更等の日の属する月の翌月から始めるものであるが、前住地における手当の受給資格者である審査請求人の配偶者は、同年4月7日に現住地に転入し、本件認定請求は同年5月2日に行われているから、「住所を変更した後15日以内に認定請求をしたとき」には該当しない。

また、「災害その他やむを得ない理由」については、客観的にみて認定の請求をすることを不可能又は著しく困難ならしめる原因をいうものと解するのが相当であり、審査請求人やその配偶者にそのような事情があったとは認められない。

したがって、本件認定請求は、支給開始月の特例に該当するものではなく、手当の支給開始年月を同年6月とする原処分は違法又は不当な点は認められない。

- 3 審査請求人の主張する区役所の窓口の職員が前記第2の1の誤認させるような案内や誤った案内をした事実を認定し得る客観的な証拠の提出はなく、仮にそのような事実があったとしても、法の規定上、前記1及び2のとおり、手当は、本件認定請求をした日の属する月の翌月から支給されることは明らかであり、本件認定請求をした日の属する月（5月）から支給すべき特段の事情は認められないから、審査請求人の主張を採用することはできない。

第4 調査審議の経過

平成28年11月15日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

児童手当法に基づく手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、同法に基づき市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものであり、手当の支給開始月等の事項についても、同法により創設的に定められているものである。

そこで、本件についてみると、審査請求人は、平成28年5月2日に同法に基づく手当の認定請求を行い、処分庁は、同法の規定に従い、当該認定請求をした日の属する月の翌月である同年6月から当該手当の支給を開始することとする原処分を行ったことが認められる。

これに対し審査請求人は、区役所職員による説明の不備等を理由に同年5月からの支給開始を求めて本件審査請求を提起したが、本件は、同法が支給開始月の特例を認める場合のいずれにも該当しないし、その他同年5月からの支給開始を認めるべき特段の事情も認められなかった。

以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、これを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄

却すべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美